

## 栗山 熙 賞 受賞者選考規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、日本平滑筋学会（以下「本会」という）会則第2条および第3条に基づき栗山 熙 賞（以下「本賞」という）の受賞者を選考するための手続きを定めるものである。

### (選考委員会)

第2条 本賞受賞者選考は、本会会則第36条に基づき設置する本賞選考委員会（以下「委員会」という）において行う。

2. 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事会において理事中より委員長に選出され、理事長が委嘱した者 1名
- (2) 理事会において評議員の中から委員に選出され、理事長が委嘱した者 6名
- (3) 委員の任期は2年とする。再任は妨げない。各年度の委員の半数は新任の委員とする。また同一人が引き続き4年を越して在任する事はできない。
- (4) 委員が本賞受賞候補者の推薦者となる場合、当該委員はその年度の選考に参加できない。その際の選考は、残りの委員で行う。
- (5) 委員会の議事運営は、委員長がこれを行う。委員会には委任状を認める。
- (6) 委員会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

### (広告)

第3条 理事長は、理事会の議を経て8月末日までに本賞受賞候補者の募集を本会機関誌及び関連学会誌などに広告する。推薦の締め切りは12月末日とする。

### (推薦方法)

第4条 評議員は、受賞候補者を理事長に推薦することができる。

2. 推薦者は、受賞候補者を、所定の推薦書（様式1）、候補者履歴書（様式2）及び推薦論文を添えて、理事長に推薦する。

### (決定)

第5条 本賞選考委員会委員長は2月末日までに選考の経過ならびに結果について理事長に報告する。理事長はその答申結果を理事会に付議し、3月末日までに本賞受賞者を決定し公表する。

付則 本規程は平成16年7月9日より施行し、平成17年度事業から実施する。

付則2 本規程は平成21年9月1日に改定し、同日から実施する。但し、平成20年度に選出された委員は平成21年度まで委員を継続する。

付則3 本規程は平成22年9月1日に改定し、同日より実施する。